



都 護 第 76 号
平成 28 年 6 月 14 日

内閣府 地方分権改革推進室長 様

都城市長 池田 宜永



都城市とハローワークの一体的実施事業の実施について（提案）

都城市とハローワークが連携した支援を実現するため、次のとおり一体的実施事業の実施に係る提案を行うものです。

1 提案の概要

都城市役所庁舎内に、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者、生活困窮者を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置する。福祉事務所とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対して一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

生活保護受給者の増加に伴い、当市においても稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他世帯」の受給者に対する支援のあり方が課題となっている。このため、当市では巡回相談などハローワークと連携した取り組みを実施して一定の成果が出ているところであるが、ハローワークの相談業務・職業紹介を行うコーナーを都城市役所庁舎内に設置することにより、ハローワーク職員と市職員との緊密な連携が図られ、ワンストップで効果的・効率的な就労支援が実施できるとともに、利用者側でも利便性の高い市役所で求職活動が行いやすくなり、早期自立に繋がるものと考えている。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者、生活困窮者とする。

(2) 設置場所

都城市役所庁舎内

(3) 実施体制

ア 市役所庁舎内に広さ 18.93 m²の専用相談窓口を設置する。

イ ハローワークの就職支援ナビゲーター2名が常駐し、当市の福祉事務所と連携を図り職業相談・紹介業務を実施する。

ウ 職業相談・紹介業務を行うため、ハローワーク求人情報検索端末と職業紹介端末及び専用プリンター等を配置する。

(4) 実施内容

ハローワーク都城が行う無料職業紹介等と都城市が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、ハローワーク都城は、設置する窓口に職員を配置し、都城市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

都城市は、福祉事務所において生活保護に係る業務等の実施に加えて、就労支援員等を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起を行う。また、職業相談・職業紹介の必要な支援対象者を、就労支援窓口に誘導する。

(5) 目標

平成 28 年度における一体的実施の支援対象者数：ナビ 1 名当たり 85 人

就職者数：支援対象者数×60%

(6) 窓口開設時間

月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時まで

(ただし、祝日及び年末年始を除く)

(7) 事業の開始時期

平成 28 年 8 月予定

(8) 経費負担

経費負担その他事業実施に必要な事項は、都城市とハローワーク都城が協議のうえ決定する。

文書取扱 福祉部保護課 福盛

電話 0986-23-2764